平成２５年（フ）第６６１７号
山梨県都留市中央１丁目３番15号
破産者　有限会社アシスト企画
1　決定年月日　平成25年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６６１８号
東京都葛飾区堀切１丁目28―15　ＴＤＳ堀切
破産者　井上　一男
1　決定年月日　平成25年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６６１９号
東京都豊島区巣鴨５―47―７、商業登記簿上の本店所在地東京都豊島区巣鴨２丁目９番３号
破産者　有限会社エイワフード
1　決定年月日　平成25年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６６２０号
千葉県松戸市松戸2262―10　フレアＫ101号
破産者　伊東　永昌
1　決定年月日　平成25年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６６５５号
東京都文京区後楽２丁目３番10号
破産者　株式会社ウイルワークス・システムズ
1　決定年月日　平成25年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６６５６号
東京都北区西ケ原４―51―35　アルティス西ヶ原216号、住民票上の住所神奈川県横浜市中区山元町２丁目109―２
破産者　雨宮　国和
1　決定年月日　平成25年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６６８９号
東京都杉並区高円寺南１丁目１番11号
破産者　株式会社ヴィーヴル
1　決定年月日　平成25年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６７２７号
千葉県八千代市大和田新田747―１―７―1308、開始決定時の住所千葉県八千代市大和田新田747―１　５番館802
破産者　古平　志麻
1　決定年月日　平成25年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６７３８号
東京都文京区本郷１丁目34番５号
破産者　株式会社四季青社
1　決定年月日　平成25年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７２４４号
東京都小平市学園西町１丁目８―30　山本方
破産者　北岡　信一
1　決定年月日　平成25年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７３２６号
埼玉県ふじみ野市市沢３丁目１―Ａ―1003
破産者　宮本　和子
1　決定年月日　平成25年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７３８２号
埼玉県さいたま市桜区大字塚本198―９
破産者　松崎　真一
1　決定年月日　平成25年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７４３８号
東京都目黒区中町１丁目６―14―603
破産者　今鹿倉広二
1　決定年月日　平成25年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７４４８号
東京都杉並区高円寺南４丁目37―19―201
破産者　永田　正彦
1　決定年月日　平成25年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７４４９号
東京都杉並区高円寺南４丁目37―19―201
破産者　永田　玲子
1　決定年月日　平成25年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７４５３号
千葉県松戸市稔台１丁目38―13　仲田借家２号
破産者　矢口　高行
1　決定年月日　平成25年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７４５５号
東京都新宿区西落合２丁目８―23―102
破産者　福島　博
1　決定年月日　平成25年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７４５６号
千葉県松戸市馬橋2855―511　高木方、住民票上の住所東京都足立区六町１丁目２―12
破産者　久保木　香
1　決定年月日　平成25年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７４５７号
東京都八王子市打越町1371―２
破産者　久保木若子
1　決定年月日　平成25年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７５４２号
東京都品川区上大崎３丁目３―９―705、住民票上の住所神奈川県藤沢市片瀬海岸３丁目10―３―201
破産者　石毛　勝
1　決定年月日　平成25年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７５４７号
東京都新宿区袋町26―302
破産者　藤田　幸子
1　決定年月日　平成25年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７５５５号
東京都世田谷区船橋６丁目26―１―819
破産者　本村　徹
1　決定年月日　平成25年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部